（著しい高齢（満80歳以上）となり運動能力が著しく低下した場合）

（様式13）

申　 立 　書

　　　年　　月　　日

（あて先）

　　京 都 市 長　様

　　下記のとおり，生産緑地法施行規則第５条第１項第２号に規定する「農林漁業に従事することを不可能にさせる故障」に該当することを申し立てます。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申出者氏名 | ㊞ | 年齢 | 歳 |
| 申出者住所 |  |
| 故障の状況 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

備　考

１　著しい高齢となり運動能力が著しく低下したことを事由とした場合に，生産緑地法第１０条に基づき当該生産緑地の買取申出書に添付して提出すること。

２　「申出者」については，農業委員会において，その者が主たる従事者に該当する証明を受けた者の「氏名」，「年齢」及び「住所」を記載し，「故障の状況」をできる限り詳しく記載すること。

　　　また，申出者印は，実印を押印し，年齢の確認資料も兼ねて印鑑登録証明書（発効日から３箇月以内のもの。）を添付すること。